

# 佐伯神樂（一名堅田神樂）覺書

正田  
田

泉

佐伯神樂は古くから豐後國佐伯領内各在宅に伝統せられたもので、神社の祭式中に織込まれて行われる。即ち儀式化されて居る神楽であります。故に大抵神社の祭式殿（幣殿、拝殿内）で執行され、神職自ら之に当つて演技奉參するを本体とせられ、あります。であるから此の神樂執行中は神殿開扉にて、神樂が了つて後に散籠開扉を為すべき慣となつて居ります。若し戸外又は神社でない屋内等でこの神樂が執行される場合は、神籠を開いて交せられる次第であります。

神樂に平樂、本手、奥手、とあつて、平樂は普通舞手二人本手・奥手は名目によつて四人又は二人或は一人で、普通四方面舞であるけれども、時宜によつて二方舞、三方舞たることが許される。

囃子は横笛二人又は一人、太鼓緒太鼓一人又は二人、手拍子一人と組織され、笛に順逆、上段、中段、下段と四通りの吹方がありますが、太鼓緒太鼓手拍子は只順逆、本拍子の二様であつて聊か緩急の差があるばかりであります。而して二様であつて聊か緩急の差があるばかりであります。而して舞子囃子手共何れも略立烏帽子、白衣、狩衣、差袴、白足袋等を常用して居るのであります。神樂は祭典中普通昼夜二回行われ、其の夜間に行うものを夜殿神樂と称して平樂五番を

奏し、昼間行われるものは別に名称なく平樂七番が奏せられることになつて居るのであります。

神樂の名目には平樂に（一）神開（二）搖廻（三）魔祓四玉串（四）御弓（五）長刀（六）華の七番があり、本手奥手に（一）神開（二）魔祓四玉串（三）御弓（四）串（五）御弓（六）御劍（七）御綱（八）庭園の十二番がありますから、本手奥手のことを十二番神樂と古くよりいい伝えられて居ります。そして平樂は三天祭等の折奉奏せられ、本手奥手は特別大祭の折か或は個人若くは團體等から特に神社に奉納せられる場合、需に応じて之を奉奏することになつて居ります。

舞の手振は大体（一）初順逆（二）上段（三）中順逆（四）中段（五）下段（神樂の名目によつて前下段、後下段と分れて居るのがあります）（六）追廻（七）結手と称する七手があり、且つ名目によつて出立、採物を異にして居るのであります。而して本手奥手の区別は舞手に於いて上段部を「七へんがえし」と称する手振りで舞うのが奥手であつて、其の他は本手奥手共に同一手振りになつています。

唱え歌は御綱上段中の第二順逆の終りに於いて神樂歌、榦葉の香をなつかしみとめくれば八十氏人ぞ集ひせりけ

る。

を二唱するが、折にふれてかえ歌、  
み山には霞降るらし外山なるまさきのかづら色づきにけ  
り。

落ちたぎら流るゝ水の岩にふりよどめる淀に月の影見ゆ。  
の如きを唱ふこともあります。

庭燎神樂にも唱歌並びに唱詞等はあるが、之は奥手上段の舞とともに神樂及び祭式作法等に熟達した停年以上の思想堅実な樂員に限り、起誓文を取交して口伝せられる定めであります。

此の神樂の起原、年代等はまだ詳かにせられていないが(一)大神氏の遠祖が大和國から伝えられた三輪神樂の流れではないか(藤田生穂氏考)(二)或は古く能登國から伝えられたとも(三)又、大神の一族緒方三郎惟業の時、上州(上野の国)沼田から伝えられたともいわれて居ますが、(四)と(五)とは多少調査をして見ましたけれど信頼なく、(六)は頗る興味ある一考と信ぜられ今猶調査研究中であります。と角室町時代以前より古く伝統せられたもの様であります。

明治維新以前には必ず毎年二月初午の日を期して日の出から日没迄、藩主親しく臨場のもとに領内の仕人を集め此の十二番御樂を稱荷仕前に奏し、其の技を競わしめたものでありました。木立村汐月直見というは、舞方及び太鼓の名手に

て、其の御劍神樂を奏する時の如き、技實に神に入る思つて藩主の称嘆一方ならず、特に其の名を問われたという事も談じ伝えられています。

慶応元乙丑年(月日不詳)には佐伯天領地領の神主一同現南海部郡下堅田村長良神社に相会して談十二番神樂を合意奉し、近在十二ヶ村の衆庶參拜ありて感激參觀したとの事を今日古老なお打替えあります。然るに明治維新後は神社祭祀礼典の儀方普く復古整理せられたにもかゝらず、地方神樂の如きは一般頗る輕視閑却せられるに至り、其の筋の獎勵も亦神職間の合意奉奏等も殆んど事止みとなり、刺さ

ニ其の技を能すべし神職其人さえ樂員として携わる事をも躊躇するが如き風を失し、為に樂員の員数も年々遞減を見るに至り、随つて各社家に伝統せられた手振も殆んど廃滅せられん迄に衰頹、以来茲に半世期以上を経過しました。依つて之が純持振興には之迄も随分な努力が要せられた次第であります。只其の中に於いて、曾つて明治二十四年南海部郡佐伯町より同郡蒲江村(現蒲江町)に通する道路(郡内初の県道)が開通せられ、其の竣工祭が行われた折、時の大分県知事岩崎小二郎氏が同郡下堅田村西野なる祭場に臨まれ、奉文

儀に加える様したいものだ」と、時の村長及び属官等に打洩されたそうでしたが、知事は日ならずして福岡県に転ぜられ、随つて神樂振興の機が逸せられた感がありました。

私は当時十三歳でありましたが、かねて五歳の時より該神樂修習中でありました結果、此の開通祭の楽員として舞手の一員に加えられ、明治維新以前より此の神樂の手振を能く堅持せられていた先輩老練の士から、此際一層の鍛磨を課せられ、昼夜週間猛練習を受けました。其の後今日迄柳か精進を打ち続けて参りましたが、之が私をして神樂衰頽期を極めて微力ながら補い得て、且一家伝統の手振を柳か維持し得るたびきを得たことを、ひそかに先輩諸士に対して感謝して居る次第であります。

斯くの如く殆んど廢滅に近づきつゝもつた此の神樂が、偶々宮地直一博士や神宮奉齋会長今泉定介氏、全国神職会幹事山下參次氏等に見出され、且つ神樂が神社の祭式中にこめられてあることが、それがわが神社祭式の本態であることを称揚せられ、昭和五年十一月明治神宮鎮座十周年祭に方り全国七ヶ団体の神事の舞が選ばれ其の中、九州地方代表として吾が神樂が奉納せられる事となつたのは、一般神樂振興の芽生を見る心地がせられ過去の苦難を顧みて、其の感実に無量なものがありました。

元来、此の神樂には別に古来名称とてなく、只單に「御神

樂」又前に記した如く「十二番神樂」といわれていたのでしたが、右明治神宮奉納上京に際し選ばれた全国六ヶ団体神事舞即ち山形県の「ひやま」、埼玉県の「屋台舞」、長野県の「上田獅子舞」、京都府の「赦免踊」、和歌山県の「有田田樂」島根県の「伯耆鷲舞」と夫々名称があるのに、吾が神樂のみ只「御神樂」というのでは不備であつたので、素より堅田郷八幡宮社家所伝の手振のものであるけれども、此の種類のものが旧佐伯領内に伝えられてあるところから、佐伯の名を紹介傍々おほけない事ながら初めて私に於いて「佐伯神樂」と名づけまして前六ヶ団体に加わつた次第であります。

然るに当時、未だ神樂等に重きをおくものが極めて少く、神職社職の人々の中にも、「神樂を上京演奏などして却つて恥をかいて帰るよ」と迄批評された位でしたが、上京直ちに寸暇なき迄、大仏次郎、里見舜、折口信夫、西角井正慶、北野博美、小寺融吉、其他神社局、美術学校、音楽学校の人々等、幾多学者、芸能家の研究に資せられ、其の出演の結果は京都の赦免舞、山形のひやまと共に好評せられ、特に吾が八幡宮所伝の神樂は、南日本の代表的古楽舞として、靖国神社能楽堂及び其の御庭内に於いて、全曲十二番本手奥手の演奏を行い、而して此の間も不絶諸学者、研究家の調査見学がありました。なお引続いて鎌倉八幡宮、日光二荒神社及び床次竹二郎氏等に招かれて演奏の榮を得て帰省した次第であります。

した。以来福岡県、愛媛県及び本県郡内外に招へい出演の事等があつて、漸く此の神楽が人に知られる存在となりました夫から此の種に類する神楽も各自佐伯神楽、佐伯神樂と名称を附する様になつて来ましたから、今は堅田郷八幡所伝のものを一名堅田神樂と称する事にして居ります。

此の如くして幾多学者、芸能家等調査批判のもとに遂に全般的に認められ、昭和二十七年十月廿九日国の無形文化財と

新著紹介

田北学氏編 統大友史料

大友史料二巻 編年大友史料二巻を出版した田北氏は、この度続大友史料一巻を出版されて、久しい学界の待望にこたへられた。本巻に收められたものは、地域的には両国

東郡から宇佐の一部にわたる諸家文書で、六十二家四百六十二通の文書である。右によつて判るように、既刊の編年編輯の方法をとらず家分けに排列したもので、地域的に見て近刊の大分県史料東国東、西國東、速見郡諸家文書と大部分重複する。ただし本巻は天文十九年二月十日の二階崩れの変による大友義鎮の横死と義鎮が家督となつた以後のもので、言わば、義鎮、義統の二

代のものであると言える。

以上のように家分け編輯の形態をとり、しかも一時代に限定したのは、この時代以降である。

せられる。後は文書に年次を缺くものか少くない事からする技術上の問題であつて(緒言)、同様の苦しみをなめつゝある後学のものとつても、またやむを得ない手段であつたと察

本書の特色は、それぞれの文書に適切な解説の加えられたものが多く、史料内容の理解に頗る便利である。なお收載されたものは、文書だけに限らず、容易に見られるい棟札や墓碑銘等も含まれている。本書の最大の特色は、末尾に花押集を附載した事で、氏の長年の苦心のあとがうかゞわれ、その学問的良心の程を察する事が出来る。收

して指定を受ける事になつたのであります。但、同二十八年十月三十日には伊勢神宮式年遷宮祭奉祝神事舞として奉納差許され、外宮、内宮、五条殿上に於いて本手奥手各八番を奉奏の光榮に浴する事が出来ました。依つて之を記念として永く郷土に保持し、益々国の文化財たる資格をして失墜せしめない為にと、郷土の有志相議つて現今此の古舞楽保存後援の団体が組織せられつゝあります。

載された文書も、長文のものも中略の形態をとらず、全文を掲げられた点、研究者にとっては、有難いことである。

以上本書が家分けの体裁をとり乍ら、天文十九年以後に限定された事は、家々の文書を通覧するには不便であるが、編年編輯に全力を注がれて来た氏としてはやむを得ない事であり、統刊の編年史料によつてその欠は補われるであろうし、また大分県史料と併読する事によつて、その不便は克服されるであろう。氏の長年の苦心に対し深く敬意を表すると共に、統刊の一目早く完結されん事を望むのは、敢えて筆者だけではあるまい。妄言多罪。（別府市北石垣別府大学発行、百部限定 非売配付）

(渡辺澄夫)